

第 1 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成14年6月8日(土)13:00~

徳山市 遠石会館

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町
合併協議会事務局

目 次

	頁
報告第1号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約	1
報告第2号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の長の協議書	4
議案第1号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会小委員会規程	6
議案第2号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程	8
議案第3号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程	11
議案第4号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会運営方針	14
議案第5号 平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事業計画	15
議案第6号 平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会予算	17
議案第7号 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会合併協定項目	19
議案第8号 合併協定項目1「合併の方式」	20
議案第9号 合併協定項目1.1「条例、規則等の取扱い」	21
議案第10号 合併協定項目2.1-(1)「電算の管理運営」	22
議案第11号 合併協定項目2「合併の期日」	23
議案第12号 合併協定項目3「新市の名称」	24
議案第13号 合併協定項目4「新市の事務所の位置」	25

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町(以下「2市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会と称する。

(協議会が担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2市2町の合併の協議
- (2) 合併特例法第5条の規定による建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2市2町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、2市2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員3人を含む。以下同じ。)をもって組織する。

2 委員の定数は、2市2町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、2市2町の長のうちから2市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者である委員をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ2市2町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 2市2町の長のうち会長に充てられた者以外の者
- (2) 2市2町の議会の議長及び副議長
- (3) 2市2町の議会の議員のうちからそれぞれ2市2町の議会の選出した者
- (4) 2市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (5) 2市2町の職員のうちから2市2町の長が協議して定めた者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査し、及び審議するために小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、2市2町の長が協議して定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に要する経費は、2市2町の長が協議のうえ、2市2町がそれぞれ負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、2市2町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、2市2町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成14年6月1日から施行する。

協 議 書

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約第4条（事務所の位置）、第5条第2項（委員の定数）、第6条第1項（協議会の会長）、第7条第2項（会長の職務を代理する副会長）、第8条第1項第4号及び第5号（学識経験者及び2市2町の職員としての委員）、第13条第2項（事務局の組織、運営その他必要な事項）、第14条（協議会に要する経費の負担）、第16条（協議会の財務に関する事項）に規定する徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の長の協議事項について、下記のとおり取り決める。

記

- 1 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の事務所の位置
会長の属する市に置くものとする。
- 2 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の委員の定数
45人
- 3 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の会長
徳山市長 河村和登
- 4 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の会長の職務を代理する副会長
新南陽市長 吉村徳昌
- 5 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の委員（学識経験者及び2市2町の職員としての委員）
 - ・学識経験者
 - 徳山市 徳山市自治会連合会 副会長 清永 一彦
 - 〃 徳山市女性団体連絡協議会 元会長 山下波留子
 - 〃 徳山青年会議所 元理事長 末次 雅文
 - 〃 徳山商工会議所 会頭 黒神 公直
 - 新南陽市 新南陽市自治会連合会 会長 志賀 武男
 - 〃 新南陽市女性団体連絡協議会 会長 今井 和代
 - 〃 徳山青年会議所 直前理事長 藤村 周介
 - 〃 新南陽商工会議所 議員 三浦 義孝
 - 熊毛町 熊毛町総合開発審議会 会長 徳本 豊
 - 〃 熊毛町まちづくり女性懇談会 代表 角田美彌子
 - 〃 熊毛町生涯学習のまちづくり推進協議会 会長 村川 哲夫
 - 〃 熊毛町商工会 会長 田崎 義雄

鹿野町 鹿野町青少年健全育成町民会議 前会長 福田 孝志
" 鹿野町女性問題対策審議会 会長 兼石 慧子
" 鹿野町青年団 前団長 原田 聡
" 鹿野町商工会 会長 廣本 武生
山口県 山口県市町村合併推進室 室長 岡田 実
" 山口県徳山県民局 局長 西村 上一

・ 2市2町の職員

徳山市 総務部長 住田 宗士
新南陽市 総務部長 津田 孝道
熊毛町 総務課長 吉松 敬格
鹿野町 総務課長 土井 公夫

6 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の事務局の組織、運営その他必要な事項別に「事務局規程」を定める。

7 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会に要する経費の負担

合併協議会に要する経費の3分の1を均等割により、3分の1を人口割により、3分の1を財政規模割により算出した額を2市2町がそれぞれ負担する。

8 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の財務に関する事項

会長の属する市の例による。

平成14年5月31日

徳山市長 河村和登 印

新南陽市長 吉村徳昌 印

熊毛町長 大田良充 印

鹿野町長 岡林久熊 印

〔議案第1号〕

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会小委員会規程を次のとおり定める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会小委員会規程 —— 別紙

平成 年 月 日決定

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

〔議案第2号〕

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程を次のとおり定める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程 —— 別紙

平成 年 月 日決定

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整をするものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

- 2 会長は、協議会の事務局長をもって充てる。
- 3 副会長は、協議会の事務局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第4条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

（合同会議）

第5条 幹事会は、必要に応じて規約第12条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

（関係者等の出席）

第6条 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 会長は、会議における審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

幹事	2市2町の総務担当部課長 専門部会部会長 2市2町から民間委員として各2名
----	---

〔議案第3号〕

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程を次のとおり定める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程 —— 別紙

平成 年 月 日決定

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に關し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の会長の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

- 2 部会長、副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第4条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 5 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同で会議を開催することができる。

（報告）

第5条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事会の会長に報告しなければならない。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に關し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	2市2町の担当部課長
-----	------------

〔議案第4号〕

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、運営方針等を次のとおり定める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会長 河村和登

記

（基本方針）

1．本協議会は、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の運営並びに協議調整方針を最大限に尊重することとする。

（会議の公開）

2．会議は、公開とする。

（議事進行）

3．会長は、会議の迅速かつ能率的な運営に努めるものとし、委員は、会議の円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議録の調製）

4．会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

（1）開催日時及び場所

（2）出席者の氏名

（3）議題及び議事（全文）

（4）その他会長が必要と認めた事項

（会議文書等の取扱い）

5．会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

（会議の決定方法）

6．会議は、大方の賛同をもって決定する。

平成 年 月 日決定

〔議案第5号〕

平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事業計画について、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事業計画 —— 別紙

平成 年 月 日決定

平成14年度 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事業計画

1 事業目標

新市建設計画の作成、住民サービスや負担に関する取扱い等、合併協定項目に基づく協議・調整を行い、合併の実現を図る。

2 事業内容

(1) 合併協定項目の協議・調整を行う。

会議の開催

協議会、幹事会等を開催する。

新市建設計画の作成

新市建設計画を作成する。

(2) 住民への積極的な情報提供に努める。

協議会だよりの発行

合併協議会の協議内容を広く住民に情報提供する。(ホームページ開設)

新市建設計画の公表

新市建設計画の概要版を作成し、公表する。

(3) その他

合併協定書の調印

国、県との連絡調整他、必要な事業を適宜実施する。

〔議案第6号〕

平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会予算について、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

平成14年度徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会予算 —— 別紙

平成 年 月 日決定

平成14年度 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会予算

(歳入)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	内 容
県支出金	10,000	市町村合併推進事業補助金 2,500 × 4市町
負担金	21,564	徳山市 10,980 新南陽市 4,883 熊毛町 3,292 鹿野町 2,409
雑入	1	預金利息
計	31,565	

(歳出)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	内 容
旅 費	724	費用弁償、先進地調査等
需用費	19,654	事務用品、協議会だより、資料印刷費、 新市建設計画印刷費、光熱水費等
役務費	2,664	電話料、郵送料、会議録作成、振込 手数料
使用料及び 賃借料	8,323	事務室、会議会場使用料、コピー使 用料、事務機器等借上料
備品購入費	200	事務用品等
計	31,565	

〔議案第7号〕

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の合併協定項目について、協議決定を
求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

合併協定項目

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1 合併の方式 | 20 地域審議会 |
| 2 合併の期日 | 21 その他住民負担・行政サービスにかかる
各種制度の取扱い |
| 3 新市の名称 | (1)電算の管理運営 |
| 4 新市の事務所の位置 | (2)都市計画・建設事業 |
| 5 財産及び公の施設の取扱い | (3)水道事業 |
| 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | (4)消防・防災事業 |
| 7 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い | (5)環境衛生、環境保全事業 |
| 8 地方税の取扱い | (6)教育事業 |
| 9 一般職の職員の身分の取扱い | (7)保健・福祉事業 |
| 10 特別職の職員の身分の取扱い | (8)介護保険制度 |
| 11 条例、規則等の取扱い | (9)広報・公聴事業 |
| 12 組織及び機構 | (10)情報公開制度 |
| 13 一部事務組合等の取扱い | (11)同和対策事業 |
| 14 使用料・手数料の取扱い | (12)交通安全対策事業 |
| 15 公共的団体等の取扱い | (13)国際交流等事業 |
| 16 補助金、交付金等の取扱い | (14)表彰制度 |
| 17 町・字名の取扱い | 22 新市建設計画 |
| 18 慣行の取扱い | |
| 19 国民健康保険制度の取扱い | |

平成 年 月 日決定

〔議案第8号〕

合併協定項目1「合併の方式」を次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

合併の方式は、新設合併とする。

平成 年 月 日決定

〔議案第9号〕

合併協定項目11「条例、規則等の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

会 長 河 村 和 登

記

- 1 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。
- 2 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。
- 3 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。
- 4 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。
 - (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。
 - (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
 - (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

平成 年 月 日決定

〔議案第10号〕

合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」のうち、(1)「電算の管理運営」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

平成 年 月 日決定

〔議案第11号〕

合併協定項目2「合併の期日」を次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

合併の期日は、平成15年4月21日とする。

平成 年 月 日決定

〔議案第12号〕

合併協定項目3「新市の名称」を次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

新市の名称は、周南市とする。

平成 年 月 日決定

〔議案第13号〕

合併協定項目4「新市の事務所の位置」を次のとおり定めることについて、協議決定を求める。

平成14年6月8日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
会 長 河 村 和 登

記

合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。

平成 年 月 日決定